たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年５月13日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年６月10日　　財務大臣　加藤　勝信

| 製造たばこの品目 | | | 製造国（地） | 小売定価 |
|---|---|---|---|---|
| 製造たばこの区分 | 名称 | 製品の区分 | | |
| 加熱式たばこ | ネオ・ブリリアント・マスカット・hyper用 | フィルター付 20本 ハードパック 5.4ｇ | 大韓民国 | 500円 |
| 加熱式たばこ | ネオ・ブリリアント・ワイルドベリー・hyper用 | フィルター付 20本 ハードパック 5.4ｇ | 大韓民国 | 500円 |

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三晃空調　山田　隆三　大阪府大阪市北区西天満３―13―20　国土交通大臣許可（特―２）第4662号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シオノギファーマ株式会社　加藤　　晃　大阪府摂津市三島２―５―１　国土交通大臣許可（特―３）第28425号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　寄神建設株式会社　寄神　正文　兵庫県神戸市兵庫区七宮町２―１―１　国土交通大臣許可（特―３）第858号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社増田組　岡田　真治　京都府京都市伏見区京町北７―21―１　国土交通大臣許可（特―４）第2133号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北浦エスオーシー株式会社　山本　彰彦　大阪府大阪市西区南堀江１―４―19　国土交通大臣許可（般―３）第21809号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和ランテック株式会社　高橋　浩之　大阪府大阪市西区阿波座１―５―16　国土交通大臣許可（特―２）第17382号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年４月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　島津システムソリューションズ株式会社　桒原　　隆　京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町１　国土交通大臣許可（般特―４）第17765号